

政策会議付議事案書 (令和3年4月13日)

提案課名 人事課 市民税課 行政経営課

報告者名 今井 剛 渋谷 寛 五味田 直史

事案名	秦野市職員のサービスの宣誓に関する条例及び秦野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについて	資料 有
目的・必要性	<p>行政手続等における市民の利便性の向上や事務の効率化を目的として、「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)等に基づき、国において行政手続における押印等の見直しが進められており、本市においても同様に、行政手続等において見直しを進めているところです。</p> <p>昨年12月から本年2月にかけて、令和3年度税制改正の大綱による地方税関係書類での見直しや行政不服審査法施行令の改正による審査請求書での見直しを実施されていることを踏まえ、秦野市固定資産評価審査委員会条例に基づく審査申出書等への押印等を不要とする改正を行うものです。</p> <p>また、本年3月、国において「職員のサービスの宣誓に関する政令」が改正され、宣誓書での署名等が見直されたことを踏まえ、秦野市職員のサービスの宣誓に関する条例で定める宣誓の実施方法を見直すとともに、様式中の押印欄を削るものです。</p>	
経過・検討結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年7月 「規制改革実施計画」の閣議決定 2 " 10月 本市における押印使用の行政手続等の洗い出し(約1,000種類) 3 " 12月 「令和3年度税制改正の大綱」の閣議決定 4 令和3年2月 行政不服審査法施行令の改正 5 " 本市の行政手続等における押印、書面規制等の見直し方針策定 6 " 3月 職員のサービスの宣誓に関する政令の一部改正 	
決定等を要する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 秦野市職員のサービスの宣誓に関する条例で定める宣誓の実施方法を改めるとともに、様式中の押印欄を削ること。 2 秦野市固定資産評価審査委員会条例の一部を、次のとおり改めること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査申出書における審査申出人等の押印並びに口頭審理における口述書への提出者の「署名及び押印」について、行政不服審査法施行令の改正に合わせ、それぞれを不要とすること。 (2) 各種調書への委員又は書記の「署名及び押印」について、署名をもとめることで文書の真正性が担保されていることを踏まえ「押印」を不要とすること。 	
今後の取扱い	令和3年6月 令和3年6月第2回市議会定例会に条例改正議案を提出 " 6月 公布の日から施行	

秦野市職員のサービスの宣誓に関する条例及び秦野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについて

秦野市職員のサービスの宣誓に関する条例及び秦野市固定資産評価審査委員会条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 3 年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

行政手続等における利便性の向上及び事務の効率化を目的として、押印等の見直しを行うため、次のとおり改正するものであります。

- (1) 職員のサービスの宣誓について、任命権者の面前での宣誓書の署名及び押印を不要とすること。
- (2) 固定資産評価審査委員会の審査手続における審査申出書及び各種調書の押印並びに口述書の署名及び押印を不要とすること。
- (3) 字句の整理をすること。

秦野市職員の服務の宣誓に関する条例及び秦野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

(秦野市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 秦野市職員の服務の宣誓に関する条例(昭和30年秦野市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「関し規定することを目的とする」を「ついて必要な事項を定める」に改める。

第2条中「、市長または任命権者の面前において」を削り、「宣誓に署名して」を「宣誓書を提出して」に、「行なって」を「行って」に改める。

第3条中「ものを除くほか」を「もののほか、」に、「関し」を「ついて」に、「市長または」を「、市長又は」に改める。

別記様式中「㊟」を削る。

(秦野市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 秦野市固定資産評価審査委員会条例(昭和31年秦野市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第6条の2第3項各号列記以外の部分中「及び押印」を削る。

第7条第5項各号列記以外の部分中「記載し、提出者が署名及び押印をしなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同条第8項各号列記以外の部分中「及び押印」を削る。

第8条第2項各号列記以外の部分及び第9条第2項各号列記以外の部分中「及び押印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号 秦野市職員のサービスの宣誓に関する条例及び秦野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
秦野市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正	
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓について<u>必要な事項を定める。</u></p> <p><u>(職員のサービスの宣誓)</u></p> <p>第2条 新たに職員となった者は、別記様式による<u>宣誓書を提出して</u>からでなければ、その職務を<u>行</u>ってはならない。</p> <p><u>(権限の委任)</u></p> <p>第3条 この条例に定める<u>もののほか</u>、職員のサービスの宣誓について必要な事項は、<u>市長又は任命権者が定めることができる。</u></p>	<p><u>(この条例の目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に<u>関し規定することを目的とする。</u></p> <p><u>(職員のサービスの宣誓)</u></p> <p>第2条 新たに職員となった者は、<u>市長または任命権者の面前において</u>、別記様式による<u>宣誓に署名して</u>からでなければ、その職務を<u>行な</u>ってはならない。</p> <p><u>(権限の委任)</u></p> <p>第3条 この条例に定める<u>ものを除くほか</u>職員のサービスの宣誓に<u>関し必要な事項は市長または任命権者が定めることができる。</u></p>


別記

宣誓書

宣 誓 書
(略)
氏名

別記

宣誓書

宣 誓 書
(略)
氏名 

秦野市固定資産評価審査委員会条例の一部改正

(審査の申出)

第4条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

5 (略)

(審査の申出)

第4条 (略)

2・3 (略)

4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の
社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選
したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代
理人）が押印しなければならない。

5 (略)

6 (略)

(審査申出人の口頭による意見陳述)

第6条の2 (略)

2 (略)

3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記が署名をしなければならない。

(1) - (3) (略)

(口頭審理)

第7条 (略)

2 - 4 (略)

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) - (3) (略)

6・7 (略)

8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記が署名をしなければならない。

(1) - (5) (略)

(実地調査)

第8条 (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記が署名をしなければならない。

(審査申出人の口頭による意見陳述)

第6条の2 (略)

2 (略)

3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記が署名及び押印をしなければならない。

(1) - (3) (略)

(口頭審理)

第7条 (略)

2 - 4 (略)

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者が署名及び押印をしなければならない。

(1) - (3) (略)

6・7 (略)

8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記が署名及び押印をしなければならない。

(1) - (5) (略)

(実地調査)

第8条 (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記が署名及び押印をしなければならない。

- (1) - (4) (略)
(議事についての調書)

第9条 (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記が署名をしなければならない。

- (1) - (4) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

らない。

- (1) - (4) (略)
(議事についての調書)

第9条 (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記が署名及び押印をしなければならない。

- (1) - (4) (略)

秦野市職員のサービスの宣誓に関する条例及び秦野市固定資産評価 審査委員会条例の一部を改正することについて

令和 3 年 4 月 1 3 日
総務部人事課 市民税課
政策部行政経営課

1 背景

国において、令和 2 年 7 月 1 7 日に「規制改革実行計画」が閣議決定され、デジタル化の推進や、これに向けた押印等の見直しなどの方向性が示されました。

これを踏まえ、国や各自治体において行政手続等における押印等の見直しなどが進められているものです。

2 関係政令の改正

(1) 職員のサービスの宣誓に関する政令の改正

令和 3 年 3 月 2 6 日に「職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正する政令」が公布され、職員のサービスの宣誓において、任命権者等の前で宣誓書に署名する規定を削除する一部改正がありました（令和 3 年 4 月 1 日施行）。

(2) 行政不服審査法施行令の改正

令和 3 年 2 月 1 5 日に「押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令」が公布され、その中で、審査請求書への押印を求める規定を削除する「行政不服審査法施行令」の一部改正がありました（同日施行）。

3 本市での対応

押印等について定める次の 2 条例について、必要な改正を行うものです。

(1) 秦野市職員のサービスの宣誓に関する条例

職員のサービスの宣誓において、市長又は任命権者の前で署名することを求める規定を削るとともに、様式で求めていた押印を不要とします。

(2) 秦野市固定資産評価審査委員会条例

固定資産評価審査委員会への審査申出での押印及び口頭審理の際の口述書への署名押印を不要とします。

併せて、審査において作成する各調書に求めていた署名及び押印のうち、押印を不要とします。

4 施行日

公布の日から施行します。

本市における押印等の見直しの状況について

令和3年4月13日

政策部行政経営課

1 概要

令和2年7月7日付けで総務省自治行政局から「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」の通知があり、国と同様に、各自治体においても押印等の見直しを進めることが要請されました。

これを踏まえ、庁内において検討を進め、令和3年4月から、行政手続等において、原則押印不要とするよう見直しを進めてきたものです。

2 経過

(1) 令和2年7月

総務省自治行政局長通知

(2) 同年7月～9月

関係5課（行政経営課、文書法制課、情報システム課、契約検査課、会計課）による検討会の実施

(3) 同年10月

全庁調査により、行政手続等約1,000手続を把握（約250は既に見直し済み、約550で認印の押印、約200で実印・銀行印等の押印を求めています。）

(4) 同年12月

庁内において令和3年4月から見直す方針について協議

(5) 令和3年2月

押印等の見直しについて方針を決定、4月に向け各手続方法等を検討

(6) 同年4月

押印等の見直しの実施

3 取組状況

行政手続のうち、実印や銀行印の押印、法令等で引き続き押印が必要なものを除き、原則、押印不要としました（認印は原則不要とし、先に把握した約1,000手続のうち、約800手続で、原則、押印が不要になりました。）。

また、財務関係では、契約書のほか、事業者からの見積書や請求書については、引き続き押印を求めますが、補助金等の申請や個人（個人事業主を除く。）が提出する請求書については原則、押印不要としました。

4 今後の対応

行政手続等における市民の利便性が一層向上するよう、電子申請のさらなる拡充を進めるものです。

政策会議付議事案書（令和3年4月13日）

提案課名 開発指導課

報告者名 杉田 久

<p>事案名</p>	<p>本市を被告とする訴訟の対応について</p>	<p>資料 有</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>本市を被告として、原告の居住地の隣地における環境創出行為（共同住宅の建築）について、設置すべき駐車場の台数が緩和されたことにより、建築予定の建物が大型化し、緩和がない場合と比べ、日照権等の権利が侵害されたと主張して、開発許可の取消を求める訴訟が、令和2年6月3日付で提起され、本市は応訴しています。</p> <p>令和3年4月21日に、第一審判決がありますが、本市が敗訴した場合、承服することはできないため、控訴するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>(経過)</p> <p>1 令和2年 6月 3日 原告が訴訟を提起（本市への到達は7月8日）</p> <p>2 " 9月 7日 第1回口頭弁論（横浜地方裁判所）</p> <p>3 令和3年 2月 8日 第4回口頭弁論にて弁論終結</p> <p>4 " 4月21日 第一審判決</p> <p>5 " 5月 6日 控訴期限（本市が敗訴の場合）</p> <p>(検討結果)</p> <p>本市の法律顧問事務所を交え協議した結果、本市が敗訴した場合、その判決は、事実誤認または解釈の誤りによるものと考えられ、また、敗訴が確定すると、開発許可した本件の土地利用にも不利益が生じることとなることから、判決を不服として控訴するものです。</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>本市が敗訴した場合に、第一審判決に対し、控訴すること</p> <p>※ 「訴えの提起」については、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を得る必要がありますが、同号かつこ書により、本件訴訟の原因となる開発許可は、普通地方公共団体の行政庁の処分にあたるため、議会の議決を要しません。</p>	

今後の
取扱い

- 1 令和3年4月21日（第一審判決日）の取扱い
勝訴・敗訴にかかわらず、議員各位に情報提供
なお、敗訴したときは、控訴する旨を追記する。
- 2 本市が勝訴した場合の控訴期限までの取扱い
原告の控訴の有無（控訴期間2週間）について、再度、議員各位に情報提供
なお、控訴されたときは、控訴状が本市に到達し次第、応訴することを決定し、
答弁書を提出する。
- 3 本市が敗訴した場合の控訴期限までの取扱い
速やかに控訴状を調製し、本年4月30日に控訴状を提出予定

本市を被告とする訴訟の対応について

令和3年4月13日

都市部開発指導課

1 事件名

令和2年（行ウ）第27号 開発許可取消請求事件

2 原告の住所・氏名

秦野市北矢名1239番地の3

樋口 雅史

3 訴訟に至る経緯

原告は、自身の居住地の隣地における環境創出行為（共同住宅の建築）について、設置すべき駐車場の台数が大幅に緩和されたことにより、建築予定の建物が大型化し、緩和がない場合と比べ、日照権等の権利が侵害されたとして、令和2年6月3日、本市に対して開発許可の取消を求める訴訟を提起した。

4 主な争点

(1) 原告適格があるか

原告は、本市（被告）が開発事業者に対して、設置すべき駐車場の台数を大幅に緩和することにより、建築される予定の建物が大型化し、駐車場の台数を緩和しない場合と比べて、日照権等の権利をより多く侵害されることになるものであり、原告適格があると主張している。

（本市主張）

確保すべき駐車場台数を大幅に緩和することによって、建築される予定の建物が大型化するという論理必然の関係に立つものではない。

(2) 都市計画法第33条第1項第6号の違反があるか

原告は、同法第33条第3項において、開発許可の基準を適用するにあたり、条例で制限を強化することができる」と規定されており、まちづくり条例はその法令の規定に従って定められたものであると主張している。

また、まちづくり条例で定められた駐車場の設置台数の基準を、部長専決により緩和した行為は違法であり、開発許可の基準を定めたまちづくり

条例の違法行為は、都市計画法第33条第1項第6号の違反であると主張している。

(本市主張)

秦野市まちづくり条例は、都市計画法第33条第3項に基づく、制限を強化する条例ではないことから、本件において都市計画法第33条第1項第6号の制限が適用されることはない。

位置図



本市が敗訴し、控訴する場合の想定スケジュール [令和2年（行ウ）第27号 開発許可取消請求事件]

		議会関係日程	裁判日程	
4月13日	火			政策会議 判決に応じた対応を政策決定 敗訴→控訴することを決定
4月21日	水		判決言い渡し	判決書 受領 判決を傍聴（開発指導課職員）
4月22日	木			
4月23日	金			
4月24日	土			
4月25日	日			
4月26日	月			
4月27日	火			控訴すること及び議会へ情報提供することについて 市長決裁
4月28日	水	議会へ情報提供		本件に関する事前の情報提供
4月29日	木			
4月30日	金			控訴状提出
5月1日	土			
5月2日	日			
5月3日	月			
5月4日	火			
5月5日	水			2週間だとこの日が控訴期限だが祝日のため翌平日
5月6日	木		控訴期限	
5月7日	金			

控訴期間
(2週間)